

福岡県公報

平成二十四年九月二十八日
第三千四百三十三号
増刊
①

目次

規則 (第四十三号)

○福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(建築指導課) ……………

告示 (第千六百七十四号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課) ……………

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課) ……………

規則

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四十三号

福岡県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

福岡県宅地建物取引業法施行細則(平成十二年福岡県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「、戸籍」を「若しくは戸籍」に改め、「若しくは外国人登録証明書」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第千六百七十四号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第千二百二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中

福岡高等技術専門校	香住丘高等学校 香椎高等学校 香椎工業高等学校	第一機動隊	香椎支店
-----------	-------------------------------	-------	------

を

福岡高等技術専門校	香住丘高等学校 香椎高等学校 香椎工業高等学校	第一機動隊	香椎支店 千早支店
-----------	-------------------------------	-------	--------------

に改める。

附則

この告示は、平成二十四年十月一日から施行する。

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第五号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一

部を次のように改正する。

別表第一中

京都郡みやこ町犀川下伊良原

伊良原小学校

—

を

京都郡みやこ町犀川上伊良原

伊良原小学校

—

に改

める。

附 則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。